



岐阜労働局発表  
平成 26 年 4 月 15 日（火）

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 松野 明広
	監察監督官 吉田 武己
	電話 058-245-8102 FAX 058-248-2339

## 県内 126 か所の建設工事現場に一斉監督指導を実施

一違反率は 59.5%、車両系建設機械に関する違反が増加一

岐阜労働局（局長 佐々木秀一）では、平成 25 年に入って建設業における労働災害が増加傾向にあったことから、平成 25 年 12 月から翌年 1 月の 2 か月間にわたり、県内 7 労働基準監督署において建設工事現場の一斉監督指導を実施しました。

その結果、労働安全衛生関係法令違反で是正勧告等を行った現場は 59.5%（126 現場のうち 75 現場）で、統計のある平成 20 年以降、過去最悪の水準となりました。

### 監督指導結果のポイント

- 1 労働安全衛生関係法令違反で是正勧告等を行った現場の割合（違反率）は 59.5%（126 現場のうち 75 現場）で、統計のある平成 20 年以降、過去最悪の水準となりました。
- 2 違反率は、
  - ① 元請事業者が、下請事業者に対して行うべき法令違反防止に関する指導を怠っていたものが 53 現場  
(違反率 42.1%)
  - ② 車両系建設機械（ドラグショベル・ブルドーザー等）の使用に際して、人との接触防止等の安全基準に関するものが 23 現場  
(違反率 18.3%)
  - ③ 足場における墜落防止措置等の安全基準に関するものが 19 現場  
(違反率 15.1%)の順に高くなりました。

- 3 車両系建設機械の中でも、特に万能な機械として建設工事現場で幅広く使用されているドラグショベルの安全な使用に関する違反が多くなっています。
- 4 8現場で作業停止等命令等の行政処分を行いました。これらについては是正を確認した上で命令の解除を行っています。

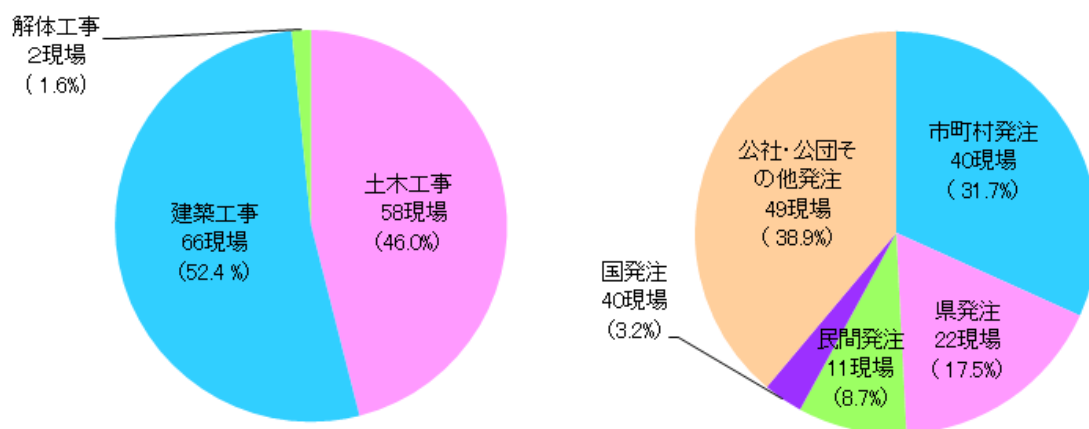
## 1 建設工事現場一斉監督指導の概要

監督指導を実施した126現場を工事種類別にみると、建築工事66現場(52.4%)、土木工事58現場(46.0%)、解体工事2現場(1.6%)、となりました(グラフ1)。

発注者別では、市町村40現場(31.7%)、県22現場(17.5%)、民間11現場(8.7%)、国4現場(3.2%)、公社・公団・その他49現場(38.9%)となりました(グラフ1)。

違反率は、建築工事40現場(60.6%)、土木工事35現場(60.3%)とほぼ同水準で、解体工事における労働安全衛生関係法令違反はありませんでした。

(グラフ1) 工事種別及び発注者別監督指導実施現場数



## 2 監督指導結果の概要

### (1) 違反率は59.5% (126現場のうち75現場で違反)

監督指導を実施した建設工事現場は126現場で、このうち75現場(59.5%)において、労働災害防止のために必要な安全措置等が講じられていない等、何らかの労働安全衛生関係法令違反が認められ、是正勧告等を行いました。

違反率は統計のある平成20年以降、過去最悪の水準となりました(表1、グラフ2、グラフ3)。

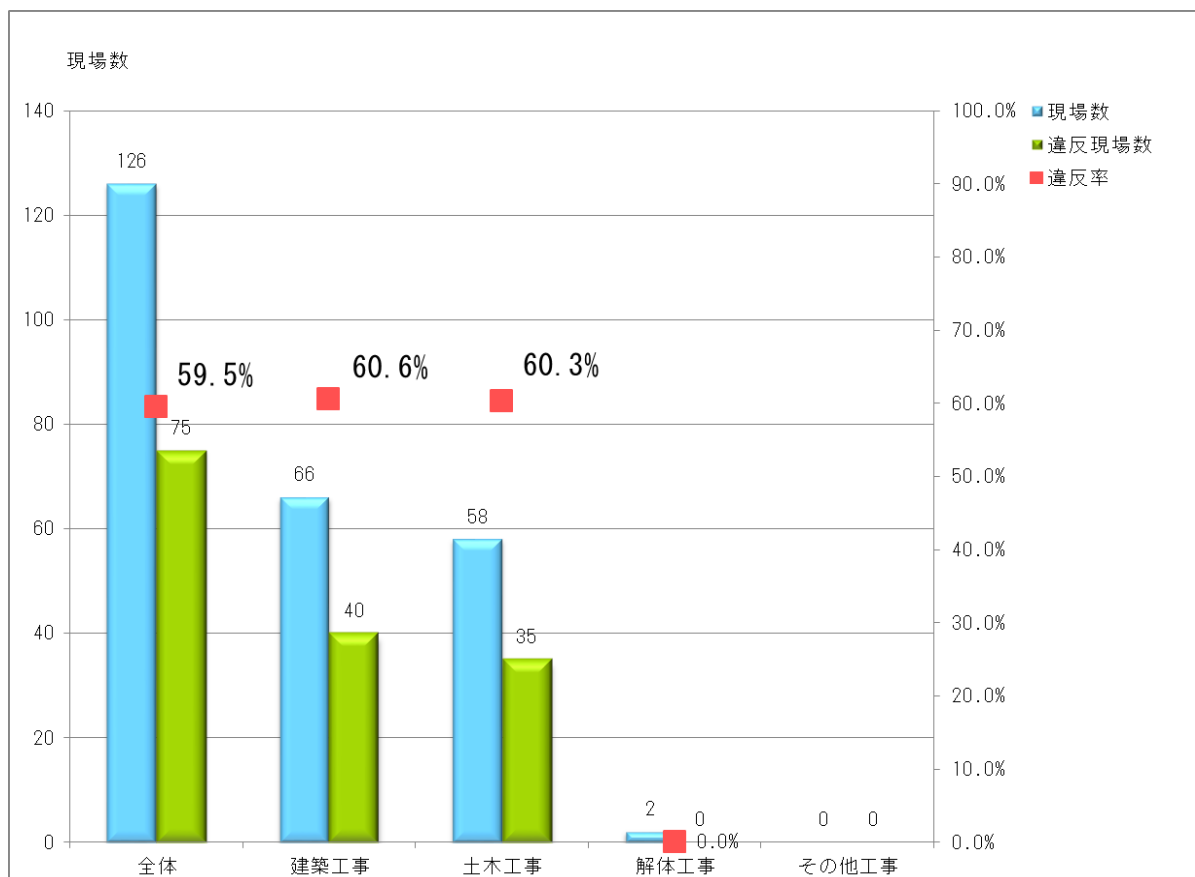
### ○ 労働安全衛生関係法令違反の具体的な内容

- ア 元請事業者が下請事業者に対する法違反防止に関する指導を怠っていたとして是正勧告等を行ったもの。
- イ 車両系建設機械と労働者との接触を防止するための措置が講じられていなかったとして是正勧告等を行ったもの。
- ウ 高さ2メートル以上の足場に手すり、中さん等の墜落防止措置や幅木等の物体落下防止措置が講じられていなかったとして是正勧告等を行ったもの。

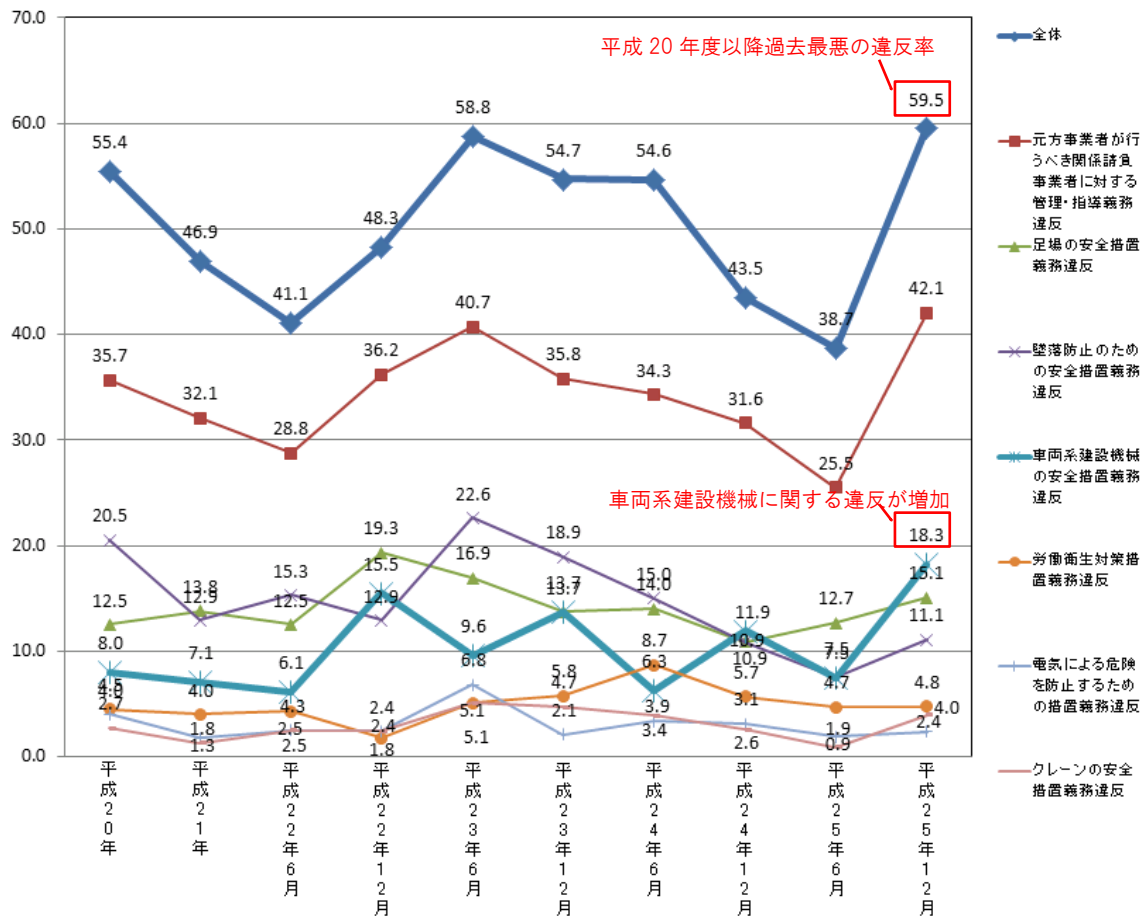
(表1) 監督指導を実施した現場数及び違反率

	現場数	違反現場数	違反率
建築工事	66	40	<u>60.6%</u>
土木工事	58	35	<u>60.3%</u>
解体工事	2	0	0%
全体	126	75	<u>59.5%</u>

(グラフ2) 監督指導を実施した現場数及び違反率



(グラフ3) 平成20年度以降の違反率の推移(全体・項目別)



(2) 項目別違反現場数及び違反率

上記2(1)の労働安全衛生関係法令違反を項目別にみると、

- ア 元請事業者が行うべき下請事業者に対する管理・指導義務違反(元請事業者が下請事業者の法違反防止の指導を怠った等)が53現場(違反率42.1%)
- イ 車両系建設機械の安全措置義務違反(車両系建設機械との接触を防止するための措置が講じられていない等)が23現場(同18.3%)
- ウ 足場の安全措置義務違反(高さ2メートル以上の足場に手すり、中さん等の墜落防止措置や幅木等の物体落下防止措置が講じられていない等)が19現場(同15.1%)
- エ 墜落防止のための安全措置義務違反(高さ2メートル以上の高所作業場所に手すりを設置していない等)が14現場(同11.1%)
- オ 労働衛生対策措置義務違反(切断作業やアーク溶接作業等で呼吸用保護具を着用させていない等)が6現場(同4.8%)
- カ クレーンの安全措置義務違反(運転資格のない労働者に移動式クレーンの運転をさせていた等)が5現場(同4.0%)
- キ 電気による危険を防止するための措置義務違反(アーク溶接機の溶接

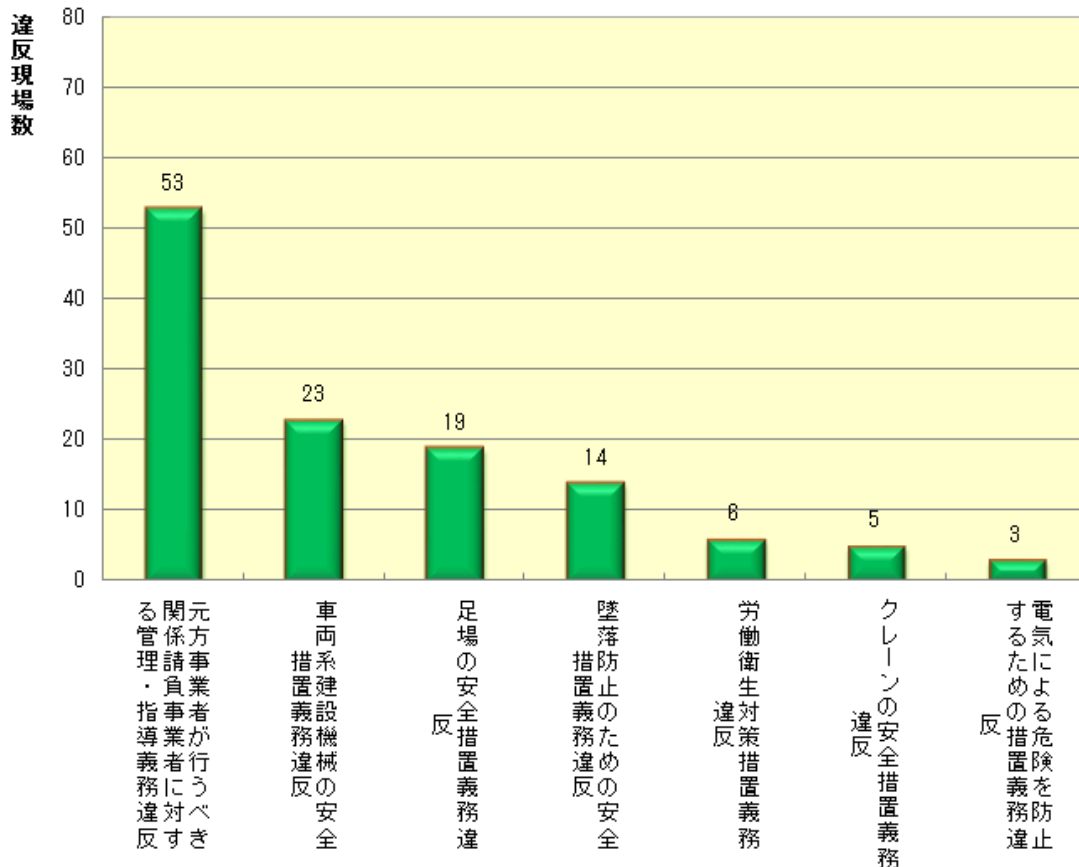
棒ホルダーの破損や配線の絶縁被覆が劣化していた等)が3現場(同2.4%)の順に違反率が高くなりました(グラフ3)。

特に車両系建設機械の安全措置義務違反が18.3%と、平成25年6～7月の7.5%、平成24年12月の11.9%と比較して増加しています。

車両系建設機械の中でも、特に万能な機械として建設工事現場で幅広く使用されているドラグショベルについて、①接触防止のため、立入禁止措置や誘導者の配置をしていない、②荷のつり上げ等、主たる用途以外に使用していた、③作業計画を作成していない、④転倒・転落防止措置をしていない、⑤運転位置から離れる場合の逸走防止措置(バケットを地上におろし、エンジンを止め、走行ブレーキをかける等)をしていない等の労働安全衛生関係法令違反が認められました。

このため、岐阜労働局では、ドラグショベルを含めた車両系建設機械の安全な使用に関する指導を徹底する方針としています。

(グラフ3) 項目別の違反現場数



### (3) 8現場で作業停止等命令処分

違反が認められた現場のうち、墜落や転落の危険のある箇所等で、労働者に急迫した危険があると認められた8現場(6.3%)において、労働

災害を未然に防止する観点から作業停止、立入禁止等を命令する行政処分を行いました。

#### ☆ 作業停止等命令処分の具体的事例

- ア 賃貸住宅の新築工事現場において、外部足場に手すり、中さん、幅木等の墜落防止措置が行われていなかったもの。
- イ 個人住宅の新築工事現場において、作業床として使用する1階屋根の端に墜落防止措置が行われていなかったもの。
- ウ マンションの新築工事現場において、建物内部のエレベーターピットに墜落防止用の手すり等が設けられておらず、開口部となっていたもの。
- エ マンションの新築工事現場において、外部足場から建物に移動するための安全通路を設けていなかったもの。

### 3 今後の方針

- (1) 平成25年の建設業における休業4日以上死傷者数は273人で、平成24年の265人と比較すると8人(3.0%)の増加となっており、死亡災害も2件発生していることから、死亡・重大災害防止に有効なリスクアセスメント<sup>(※1)</sup>の導入や車両系建設機械の安全な使用に関する指導を積極的に推進します。

(※1) 作業におけるリスクを特定し、労働災害の重篤度とその災害が発生する可能性からリスクを見積もり、優先度を決めた上で、リスク低減措置を行う労働災害を防止するための一連の手法。

- (2) 県内7労働基準監督署においては、今後も労働災害防止対策の徹底を図るため、建設工事現場に対する監督指導を強化し、悪質な法違反については書類送検等の司法処分を含め厳正に対処する方針としています。

#### 参考資料

- 資料番号1 岐阜県における労働災害発生状況(1)(平成26年2月末集計)
- 資料番号2 平成25年における死傷災害発生状況(平成26年2月末集計)